平成２３年（フ）第３６０４号
札幌市北区麻生町４丁目１番４―105号
債務者　小山あつ子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６１６号
札幌市北区北23条西14丁目５番地８　ロジェ・エルムの杜1002号
債務者　関田和歌子（旧姓岩切）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６２１号
札幌市手稲区手稲本町２条３丁目３番22号　レジデンス23―102号
債務者　三谷　敏夫
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６２２号
札幌市手稲区手稲本町２条３丁目３番22号　レジデンス23―102号
債務者　三谷　光子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
札幌市白石区栄通19丁目４番33―104号
債務者　樋口菜穂子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番18―608号
債務者　疋田　貢己
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０号
札幌市手稲区前田１条３丁目５番15号
債務者　小林　健一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２号
群馬県高崎市新町3095番地
債務者　中久木忠夫
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４２号
埼玉県入間市大字野田829番地１
債務者　湯瀬　宏志（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３０号
埼玉県熊谷市上之1817番地６　コーポ上之Ｂ号室
債務者　大畑　　亮
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５４３号
東京都杉並区井草４丁目２番７号　メゾンフロッギィー202、申立時の住所地神奈川県厚木市旭町５丁目41番15号　メゾンコヒラ第２ビル202
債務者　細貝　雅也
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８２５号
神奈川県厚木市王子１丁目３番12号
債務者　熊坂　淳子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８３４号
神奈川県南足柄市中沼497番地１　シャン・ド・ポワール201
債務者　小松崎雅子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８７３号
神奈川県秦野市堀西456番地の５　高橋方
債務者　石田　和弘
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８号
神奈川県平塚市菫平７番10号
債務者　鈴木ひとみ
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口1518番地43
債務者　館野ひろみ（旧姓安江）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９６号
新潟県加茂市矢立８番12号
債務者　今井　京子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
新潟地方裁判所三条支部